

「いわて特別支援教育推進プラン」事業

高等学校における
個別の指導・支援体制の
構築に関する実践研究
報 告 書

—研究協力校—

- 平館高等学校
- 紫波総合高等学校
- 遠野緑峰高等学校

岩手県教育委員会

はじめに

岩手県教育委員会では、平成 21 年 12 月に策定された「いわて特別支援教育推進プラン」の施策に、高等学校における「リソースルーム等の研究」を盛り込み、平成 22 年度から 3 年間にわたり、「個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究」として取り組んできました。

この実践研究が求められた背景には、発達障がいをはじめとする様々な支援を必要とする生徒が高等学校へ進学するなか、生徒の多様な状況から、個々のニーズに応じた弾力的な教育課程の運用や個別的な指導の対応の在り方等、従来の取組を一步進めた体制づくりが課題となっていたためです。

今年度実施の調査では、県立高等学校における特別な支援を必要とする生徒は 1,000 名を超える在籍割合は 3.25% となっており、年々増加の傾向が続いている。平成 24 年 7 月には、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をまとめています。ここでは、中学校や特別支援学校との連携による適切な指導・支援、特別支援教育に関する研修、入学者選抜における配慮、特別の教育課程の検討等の必要性が提言されており、高等学校における特別支援教育のさらなる充実が求められているといえます。

このようなことから、県教育委員会では、今回の実践研究の成果と課題を県内の全高等学校に周知しながら各学校の取組を推進するとともに、来年度策定予定の新しいプランをとおして、高等学校における体制整備、指導・支援の一層の充実に努めていきたいと考えます。

最後に、2 年間あるいは 3 年間にわたって実践研究を推進していただいた、平館高等学校、紫波総合高等学校、遠野緑峰高等学校の関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成 25 年 3 月

岩手県教育委員会事務局学校教育室
特別支援教育課長

佐々木 政義

目 次

はじめに

I 研究の目的	1
1 研究の目的	1
2 研究の内容	1
3 研究の方法	1
II 研究の成果	2
1 平館高等学校	2
2 紫波総合高等学校	12
3 遠野緑峰高等学校	22
III 研究のまとめ	30
1 研究のまとめ	30
2 今後の課題	30

I 研究の目的

1 研究の目的

高等学校に在籍し、特別な支援を必要としている生徒への指導体制づくりと具体的な指導・支援の方策について実践を通して研究を行う。

- (1) 高等学校での発達障がい等特別な教育的ニーズのある生徒の教育推進について、その方策を実践的に検討する。
- (2) 研究結果を周知するとともに、体制整備の拡大を図る。

2 研究の内容

- (1) 生徒の実態把握と指導計画に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする生徒に係る教育課程に関すること。
- (3) 授業及び指導内容、指導方法、指導形態、評価に関すること。
- (4) 進路支援及び関係機関との連携に関すること。
- (5) 校内における機能的な支援体制に関すること。

3 研究の方法

- (1) 研究協力校
 - ・岩手県立平館高等学校（平成 22～24 年度）
 - ・岩手県立紫波総合高等学校（平成 23～24 年度）
 - ・岩手県立遠野緑峰高等学校（平成 23～24 年度）
- (2) 研究の方法
 - ・高等学校における現在の制度の枠組みの中で各指定校の実態に応じた実践研究を行い、成果と課題を明らかにする。
 - ・期間中は研究の進捗状況の共通理解と課題の協議のため、研究協力校と学校教育室とで年間を通じて学校訪問、打合会を設定する。
 - ・実践研究の推進にあたる教諭 1 名の加配、特別支援教育支援員 1 名の配置をする。

II 研究の成果

1 平館高等学校

報告者：教諭 佐藤 康伸

(1) 本校の概要

本校は、八幡平市唯一の高等学校で全校生徒は平成24年度290名である。学科は、普通科と家政科学科があり、2学年から各科共に進路に応じたコース選択制となっている。

平成22年度から高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒への指導体制を整備するため、「いわて特別支援教育推進プラン」の研究指定校として実践研究に取り組んでいる。また、それよりも前の平成20年度より「いわて特別支援教育かがやきプラン推進事業」として特別支援教育支援員が1名配置されている。スクールカウンセラーも県から派遣されている1名の他に、本校で依頼している1名のカウンセラーがおり、平均すると月に一回ずつ程度の訪問となっている。

ア 学科

(ア) 普通科

2学年から2つのコースに分かれ、「就職コース」は、普通科目の他に商業科目の簿記や商業技術等を、「進学コース」は、大学や短大等への進学に向けた教科を学ぶことができる。

(イ) 家政科学科

家庭経営者としての能力と態度を身につけるほか、「ビジネスコース」では、事務販売等の進路を意識し情報処理や簿記等の科目を、「ツーリストコース」では、観光関連サービス企業の進路を意識し、地理、異文化理解、観光一般等の科目を学ぶことができる。

イ 支援を必要とする生徒の在籍状況

本校では、特別支援教育支援員を含めた関わりのある職員による気づきと職員全員によるチェックリストを活用し、学年会や特別支援教育校内委員会を経て支援対象生徒を決定する。なお、チェックリストは、①学習面 ②生活・行動面 ③対人関係面 ④その他（心理面・家庭面等）に分類した一般的なチェックリストを採用している。

県の実施する調査段階でおおよその人数を把握し、その後の第1回考査の結果を踏まえ、支援対象を決定している。本年度は、15名を対象としており、全校生徒に対する割合は5.2%である。「いわて特別支援教育推進プラン」の研究指定校となったH22年度は5.4%、H23年度は5.3%であり、職員個々による気づき方の違いはあるにせよ、この3年間を通じた割合はほぼ横ばいである。

対象生徒の実態は多岐にわたるが、本校においては生活・行動面を主とする支援対象生徒よりも学習面における支援対象生徒の割合が高い。

(2) 校内支援体制の整備

平成23年度までは、特別支援教育校内委員会で話し合われた内容を成績会議の場で職員全員で共有するという大まかな流れの中で支援に取り組んできたが、平成24年度からは、かかわりの深い一部の職員だけでの話し合いよりも、全職員が話し合いの場に参加して情報をより適切に共有していくことが必要であるとの反省から、委員会という名称ではあるが、全職員を対象として取り組んでいる。ただし、平成23年度まで実施してきた特別支援教育校内委員会は、これまで通り年間計画の中に年4回組み入れ、必要に応じて正規のメンバーで話し合う機会を設けている。

ア 特別支援教育校内委員会

正規の委員会の構成メンバーは以下の通りである。

校長、副校長、教育相談担当（特別支援教育コーディネーター）、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学年長、該当学級副担任 ※スクールカウンセラー

ここで取り上げる内容は、支援対象生徒の確認、個別の指導計画をもとにした支援内容や評価の確認、諸検査やケース会議の報告等である。

イ 各学年の特別支援担当者による情報交換会

学年毎に特別支援担当者を1名選出し、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教育支援員を加えたメンバーで週1回を基本として気になる生徒の情報交換会を行っている。この情報交換会では、支援の対象になっている生徒以外の生徒についても気になる要素があれば、情報を共有し支援策を話し合う場としている。また、必要に応じて担当者間の打合せで話し合われた内容を学年に情報提供し、検討する場合もある。

ウ 中学校との連携

（ア）中学校訪問

本校では、学力検査合格発表後の3月下旬から入学式前にかけて、該当中学校に職員が訪問し入学予定者の情報収集を行っている。この連携により入学予定者の詳しい状況を中学校の担任や関係学年の職員から直接聞くことができる。また生徒理解を深めることによって、学習指導やクラス分け、生徒指導、部活動指導等の一助とすることができる。ただし出身中学校が遠隔地の場合は、電話での対応を行っている。

（イ）中高連絡会

5月から6月にかけては中高連絡会を実施し、個々の生徒について理解を深め、学習や生活指導の充実に努めている。この会議には、特別支援教育支援員も参加し、具体的な学習支援の方法についても積極的に意見が交わされる。

11月にも連絡会は実施されるが、ここでは次年度の入学にむけた中高の情報交換が話題の中心となる。

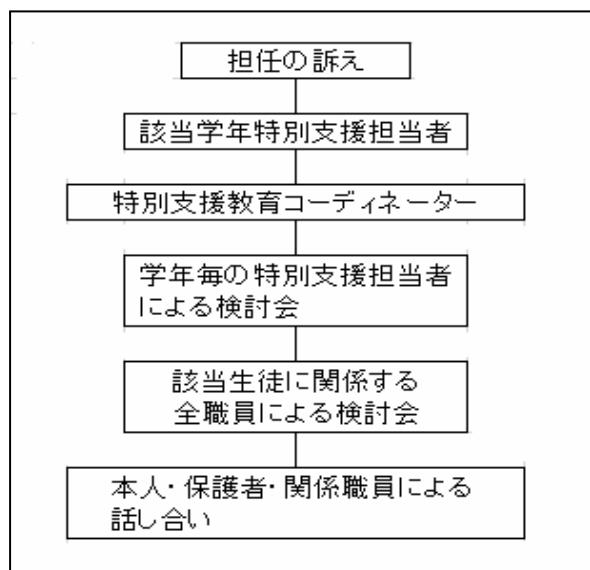
（ウ）その他

- ・近隣中学校等への学校訪問（学校へ行こう週間の活用等）
- ・体験入学
- ・中高連携授業

エ ケース会議

特別支援教育校内委員会は、全体にかかる方向性や内容について確認し、職員全体で共通理解をすることを目的に開催しているが、生徒個々の課題等のうち、担任や教科担任の指導だけでは解決しきりの課題においては、必要に応じてケース会議を開いている。

図1はケース会議の流れを示している。図中の「関係する全職員」とは、学年の職員に教科担任を加えたものであり、最終的には全職員で共通認識をもつ。



【図1】ケース会議の流れ

（3）個別の指導計画の作成と活用

特別支援の対象となる生徒は、4月から5月の行動観察やチェックリストの実施、更に第1回考査の結果も考慮し、学年会や特別支援教育校内委員会を経て決定される。そのた

め、気になる生徒への個々の支援は4月から始まっているが、個別の指導計画の作成は第2回考査に向けた6月以降となっている。個別の指導計画は、支援の対象となった全ての生徒について作成する。作成者は、対象生徒にかかる担任や教科担任であるが、中心となる職員は該当生徒の副担任である。本校では、平成23年度より学級の全体的な指導にあたる担任に対して、特別に支援を要する生徒の担当を副担任としている。

個別の指導計画は、A、B、Cの3シートで構成されているが、生徒の実態に応じてAとB、あるいはAとCを作成することになる。具体的な内容については以下に記す。

個別の指導計画については、平成22年度より導入しているが、様式については特別支援学校の個別の指導計画を参考とし、平成24年度に至るまで少しづつ本校の状況に合った内容に改善されてきている。

ア 様式

(ア) 指導計画A

支援対象生徒全員について記入するシートである。フェイスシートと個別の教育支援計画的な要素を取り入れた内容になっており、生徒の困り感や就職・生活面における希望、その希望を実現させるために取り組まなければならないこと等を保護者や生徒との面談等を通して、担任と相談しながら副担任が書きこんでいく。生徒の中には、困り感を特に意識していない生徒もいるが、その際でも苦手な事柄や担任等の気づきを記入している。

就職・生活面等についての希望		
本人	例)・介護の仕事 ・友人との関わり方 ・大学進学を目指し学力向上	保護者 例)・本人の希望通り等
希望の実現に向けて取り組まなければならない事柄		
例)・仕事内容の理解 ・友人との適切な距離感やコミュニケーションの取り方を身につけることが必要 ・教科毎の進学指導の徹底 等		
現在の困り感		
本人	例)・指示された内容の聞きもらしや提出物の忘れ物が多い ・学習の理解 等	保護者 例)・学習成績の向上 ・学校の文書が届かない等
備考(ケース会議等を実施していればその記録等)		
例)・H24.5.20 医師との面談(保護者、本人、担任) ・H24.6.10 進学にかかるケース会議 (保護者、本人、支援センター、特支コーディネーター)		

【図2】指導計画Aの記入例（抜粋）

(イ) 指導計画B

支援対象生徒のうち、学習支援を中心とする生徒について記入するシートである。このシートの「学習・生活の様子」は、該当生徒の副担任が担任と連携して記入する。教科毎の項目は、各教科担任が記入するが、その中の長期目標は、指導計画Aや「学習・

「生活の様子」を基に各教科で設定する。本来、指導の手立ては、教科の特質や対象生徒の実態に応じて工夫するべきところであるが、平成23年度の個別の指導計画を見ると大まかには同様の配慮のもとに指導に取り組んでいる様子がみられたこと、また効率的に記入しやすい様式に変更した方が良いという反省から、平成24年度は以下のようなチェック式の様式に変更した。学期毎の評価についても、同様の理由でチェック式を採用しているが、改善が必要である場合には、記述式で記入するようにしている。ただし、年間を通じた評価の項目は全て記述式で表記するようになっている。

平成24年度 個別の指導計画 B					
「学習・生活の様子」					
教科名 国語	<input type="checkbox"/> 学力低下 <input type="checkbox"/> 既習事項未定着 <input type="checkbox"/> 課題集 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> その他 ()			長期目標 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">実態（困り感）をチェックする</div>	
				<input type="checkbox"/> 机間巡回 <input type="checkbox"/> 声かけ <input type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> 授業の工夫 <input type="checkbox"/> 支援員等と連携 <input type="checkbox"/> 個別の指示 <input type="checkbox"/> その他 ()	
地歴公民	<input checked="" type="checkbox"/> 学力低下 <input checked="" type="checkbox"/> 既習事項未定着 <input type="checkbox"/> 課題の未提出 <input checked="" type="checkbox"/> 理解力不足 <input type="checkbox"/> 集中力なし <input type="checkbox"/> 意欲低下 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()			一年後には、ここまで改善して欲しいと思われる内容を記入。 知識：～が分かる 技能：～ができる 態度：～しようとする	
				<input checked="" type="checkbox"/> 声かけ <input type="checkbox"/> 授業の工夫 <input type="checkbox"/> 個別支援	
指導の手立て <input type="checkbox"/> 机間巡回 <input type="checkbox"/> 声かけ <input type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> 授業の工夫 <input type="checkbox"/> 支援員等と連携 <input type="checkbox"/> 個別の指示 <input type="checkbox"/> その他 () <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">該当する項目をチェック</div>			評価(2期考査後) <input type="checkbox"/> 概ね良好、指導の継続 <input type="checkbox"/> 課題があり、見直しが必要 ※「課題があり…」の場合は具体的に記入 概ね良好の場合はチェックのみ		評価 <input type="checkbox"/> 概ね良好、指導の継続 <input type="checkbox"/> 課題があり、見直しが必要 ※「課題があり…」の場合は具体的に記入
<input checked="" type="checkbox"/> 机間巡回 <input checked="" type="checkbox"/> 声かけ <input checked="" type="checkbox"/> 個別支援 <input type="checkbox"/> 授業の工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 支援員等と連携 <input type="checkbox"/> 個別の指示 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input checked="" type="checkbox"/> 概ね良好、指導の継続 <input type="checkbox"/> 課題があり、見直しが必要 ※「課題があり…」の場合は具体的に記入		<input checked="" type="checkbox"/> 課題があり、見直しが必要 ※「課題があり…」の場合は具体的に記入

【図3】指導計画Bの記入例（抜粋）

(ウ) 指導計画C

支援対象生徒のうち、学習に関しては特に支援を必要としないが、生活・行動面においては何らかの配慮を要する生徒について担任が作成するシートである。指導計画Bとは異なり、全て記述式での表記となる。

生 活 ・ 行	実態(困り感)	長期目標	指導の
	例) コミュニケーションに課題を抱える。ことばを使ったやりとりが難しい。学習面や全体での指示、集団行動をする上では特に問題はない等	例) 自分の思いを一人で伝える手段を増やす。 例) 行動面で自分から他者にかかるようになる。 例) 進路に向け、どのようなことに取り組まなければならないのかを考え、方向性を確認する。	
指導の手立て	評価(定期考査後)	評	
※記入欄は適宜広げて記入	例) カウンセリング、担任等との面談 例) 週毎にできそうな目標を立てる。 例) 関係機関との連携 保護者を交えた面談 等		

【図4】指導計画Cの記入例（抜粋）

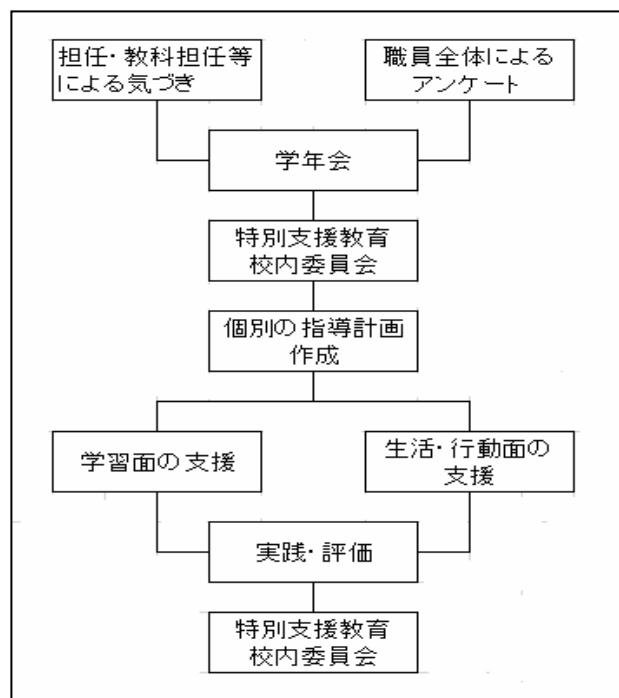
イ 活用と評価

個別の指導計画については、作成後に特別支援教育校内委員会の場で全職員によりその内容が確認される。情報量が多く十分な検討には至らない分、職員用のデータファイルに保管しておき、常に閲覧できる状況にしている。個別の指導計画に基づく支援については、教科毎の取組みとなる。そのため、支援の状況や目標の到達状況については、定期考査後の特別支援教育校内委員会の場で報告し、職員間で共通認識をもつようしている。

職員は、生徒の実態等を常に把握しながら、授業や生活場面においてどのような配慮が必要なのかを意識して支援にあたる。評価については、各定期考査後に教科担任が記入する。生活・行動面における指導計画Cについても同様で、各定期考査後に生徒の変化や成果につながるような部分を記入する。

ウ 個別の指導計画の流れ

生徒への支援については、図5のような流れの中で個別の指導計画を作成し、実践に取り組んでいる。



【図5】個別の指導計画の流れ

(4) 特別支援教育支援員の活用

本校では、研究指定校として取り組み始める前から、特別な支援を要する生徒についての実践が行われてきた。実践する上で重要な役割を担ってきたのが、特別支援教育支援員である。

本校での主な役割は以下の通りである。

- ・授業時の教科担任の補助
- ・学習支援（放課後、考査前、補習の補助等）
- ・特別支援教育校内委員会への出席
- ・特別支援担当者間の打合せへの出席
- ・スクールカウンセラーとの情報交換等

(5) 指導の充実

ア 学習指導と評価

(ア) ユニバーサルデザインの授業

本校では、誰でも分かりやすい授業の構築に向けて教室環境の整備や授業の工夫に取り組んでいる。授業の工夫については、まだまだ努力目標の域でしかないが、年々教職員の意識は高まっている。

工夫のポイントとしては、「授業の目標・到達すべきレベルが分かる」「ノートをとりやすい・整理しやすい」「生徒の質問に答える時間をつくる」の3点としている。

また板書については、図6のように、色チョークの約束事を決めたり、黒板下5分の1は使用しない等の具体的な留意点を設けている。

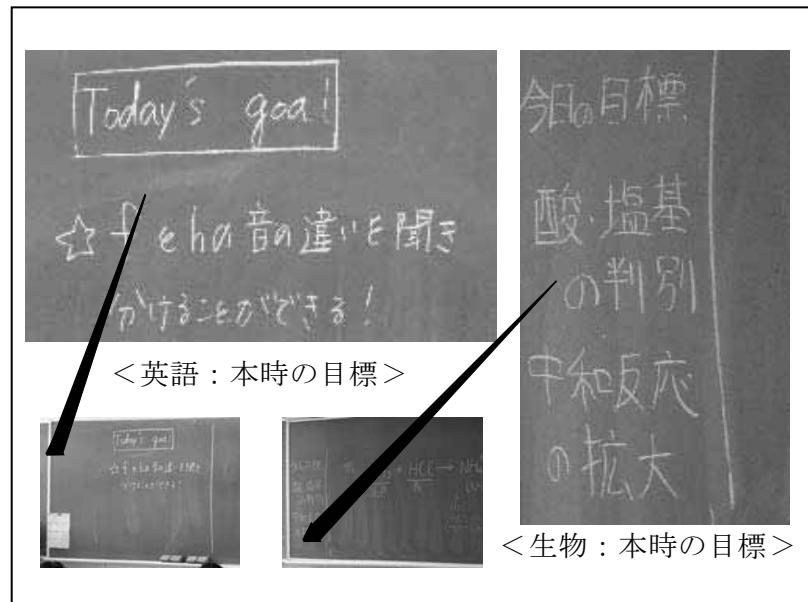
定期考査の後には、生徒による授業評価を行っている。これは生徒の授業に対する要望・意見を取り入れ授業改善につなげたり、それを通して生徒の学力向上の機会とすることを目的に行われている。

(イ) TTによる授業

特別支援教育支援員による授業補助の他に主に数学の時間を中心としてTTによる授業を行っている。特別支援の対象生徒への配慮はもちろんあるが、それ以外の困り感を抱いて授業にのぞんでいる生徒に対しても有効である。また生徒のつまずきがどこにあるのかを、授業場面で確認することができるので、その場やその後の支援の場においても効果的な配慮が期待できる。

(ウ) 学習支援

授業の支援で不十分だったと思われる生徒に対しては、放課後に学習支援を呼びかけ、各教科から出された課題と一緒に解き、学習内容の理解につなげている。定期考査前にも特別支援の対象となる生徒については、部活動の休止期間となる放課後の時間を利用



【図6】板書の例

し、各学年の特別支援担当者の計画のもと、学習支援を行っている。支援には該当生徒の学年担当の職員が交替であたっている。本校では、学習支援に取り組んでも欠点が生じた場合には、補習を受講することになるが、その際にも必要に応じて教科担任以外の職員も普段の授業時と同様な支援を行っている。

(工) 評価の工夫

特別な支援を要する生徒であっても、成績にかかわる内規については、他の生徒と同様な基準で評価を受けることになる。そのため学習の困難さをかかえる生徒については、様々な機会で支援を受けることにより、学習内容の理解に努め、欠点科目が生じないように留意する必要がある。教科担任においては、平常点（本校では $30 / 100$ ）を最大限に活用できるように、口頭で課題等の指示を与えるだけではなく、課題を確実に出させる指導に力点をおいて取り組んでいる。また日常の授業に対しても取り組む態度等が良好であれば、それらを加味して総合的に評価する。

更に本校では、欠点をとった生徒が補習を受講し確認テストで合格点を取ることができれば、その欠点が解消される。現状では、このようなシステムを利用して進級や卒業につなげられるように取り組んでいる。

イ 生徒指導

これまで学校に適応できなくなると不登校や退学といったケースとなってしまう者が多くいたと思われる。それらの生徒の中には、何らかの障がい（もしくはそれに似たような傾向を示す生徒も含む）に起因した結果、適応出来なくなっていた可能性もある。そのような困り感のある生徒に対して学校側が早期に気づき、教育条件の整備や授業改善等の対応を図ることができれば、生徒の困難さを軽減したり、問題行動を少なくしたりすることも可能である。そこで困難さに気づく職員の目が重要になってくるが、同時に生徒同士の関わりの中で他者との相互関係を深め、自己理解や自己成長を積極的に促すことにより、学校や学級などの集団に適応できる力を育てていくことも必要になってくる。

本校では、平成23年度から入学して早い時期に1学年の宿泊研修を実施している。目的は、構成的グループエンカウンター（S G E）を通して、仲間作りを行ったり、自分や他人を知る、更には集団生活のルールづくりを身につけることにある。S G Eとは、集団の中でルールに従い、リーダーが指示するエクササイズ（活動）を行い、知らぬ間に人間関係づくりが進み、それと同時に互いの本音の交流によって自己理解が進むという活動である。この活動を通して、思いやりや気配り、自己主張能力等の心を育み、人間関係づくりのために必要なコミュニケーションを学ぶことが期待できる。平成23年度（平成24年度分はまだ未集計）の生徒の状況（退学者数、問題行動数、遅刻、欠席、保健室利用等）を過去3年間と比較してみると、ほとんどの項目において大きく減少しており、活動の効果として表れている。

ウ 進路指導

進路については、1年生での企業や専門学校の見学、2年生でのインターンシップ等を経て、3年生での具体的な進路指導につなげている。特別に支援を要する生徒についても同様の取り組みの中で進路指導にあたっているが、発達障がいの診断を受けている生徒や療育等の手帳を取得できそうな生徒については、関係機関との連携の中で就労につなげている。

(ア) 実態の把握

中学校との連携の中で生活・行動面に課題を抱えている生徒や学力の低下を指摘されている生徒、更には入学後にそのような状態が見られる生徒については、保護者の承諾を得て心理検査等を実施し生徒の適切な実態把握に努めている。その結果手帳の取得が可能な生徒については、進路実現に向け保護者との話し合いの中で手帳の取得を促して

いる。

(イ) 関係機関との連携

手帳の取得に関しては、盛岡広域圏障害者地域生活支援センターの職員に来校してもらい、本人、保護者、担任、特別支援教育コーディネーターと一緒にケース会議を開き、手帳取得のメリットや進路に向けての具体的な方向性を検討する中で保護者の承諾を得ている。

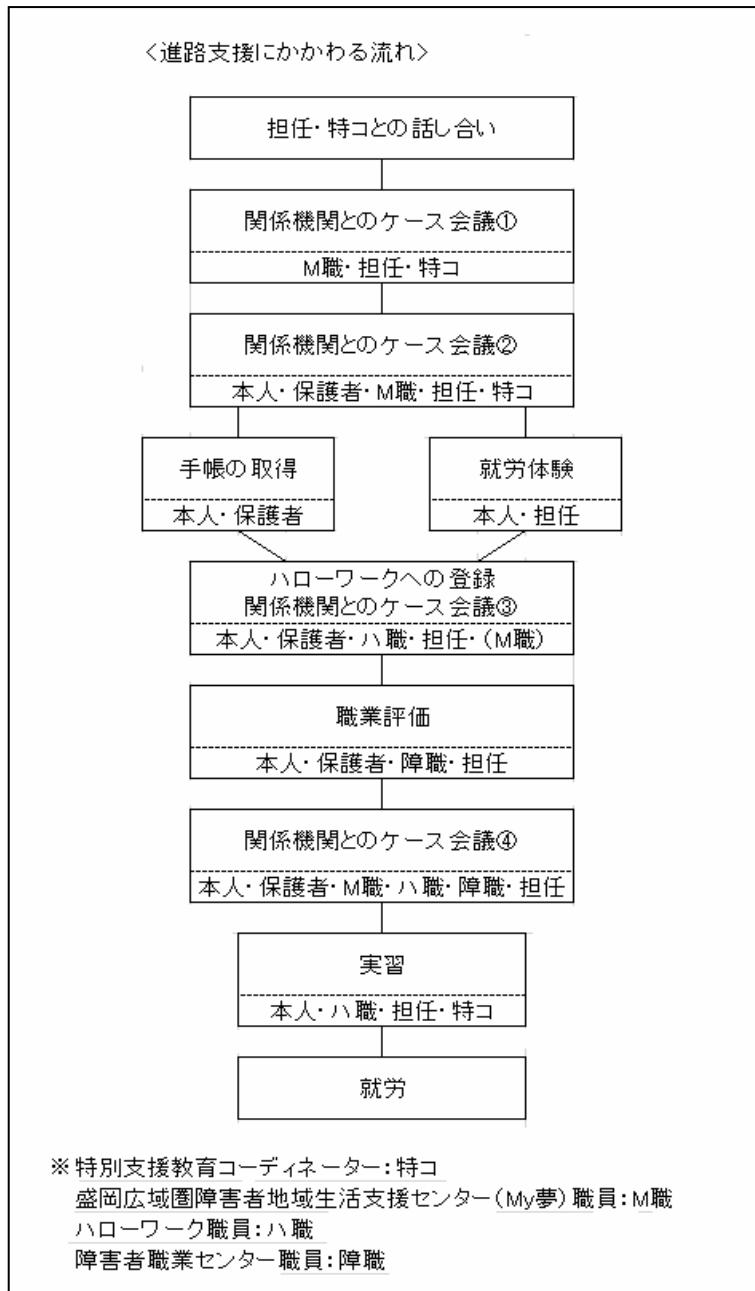
手帳取得後には、必要に応じて障害者職業センターに職業評価を依頼している。これにより生徒の職業能力等を評価し、それらを基に職場に適応するために必要な支援内容や方法等を含む支援計画を策定してもらう。生徒は、その一環として具体的な就労に向けた実習に取り組む。また、手帳を取得した生徒や診断名のある生徒には、より多くの求人の中で就労選択が可能になるようにハローワークにおいて障がい者の求人登録を保護者の了解を得てお願いしている。

(ウ) 具体的な取組み

前年度末から4月にかけて担任と特別支援教育コーディネーターとの間で対象生徒にかかる就労についての話し合を行い、保護者の了解のもと、関係機関との連携の中で進路を決定していくことを確認している。

本校では、手帳の取得や就労に向けた最初の相談機関として盛岡広域圏障害者地域生活支援センターにお願いしている。

図7のケース会議①では、就労に向けての今後の方向性を検討し、ケース会議②につなげる。手帳の取得に関して、事前に保護者や本人の承諾を得ていれば、それに向けての具体的な手続きやその後の取組みについて確認する。学校側のすすめだけでは、なかなか手帳の取得に踏み切れない場合は、ケース会議②で盛岡広域圏障害者地域生活支援センターの職員に改めて、取得のメリットや必要性を保護者や本人に直接話してもらい手帳を取得してもらうケースもある。発達障がい等の診断名がある生徒に対しても、手帳の取得が可能かどうかをかかりつけの病院に相談してもらい、可能ならば手帳の取得



【図7】進路支援にかかわる流れ

につなげている。

就労に向けてのイメージがもちにくかったり、働くことへの意識が低く自らの困り感を特にかかえていない生徒に対しては、就労体験を早い時期に設定し現状を客観的に把握してもらう機会を設けている。

手帳の取得後や就労体験後には、ハローワークへの障害者求人登録をお願いしている。その際、担任も同行しハローワークの職員と就労に向けた今後の話し合い（ケース会議③）を行い、障害者職業センターにおける職業評価の実施につなげている。職業評価では、実際に作業を体験し生徒の状況や適性を知ることができる。その結果を待って後日ケース会議④が開かれる。この会議には、支援対象生徒にかかわる全ての関係機関の職員が出席するため、様々な角度から専門的なアドバイスを受けることができると共に就労を見据えた具体的な実習の場所や期間等について検討している。

実習は冬休みの期間を利用したり、学年末の定期考査後の期間を利用して3週間前後取り組む。実習に先立ち、学校側の職員が出向き生徒の実態等を、障害者職業センターの職員は福祉の制度にかかわる説明を企業側に対してそれぞれ行い理解を得ている。

(6) その他の取り組み

ア 特別支援学校への研修

今年度から特別支援学校の協力を頂き職員の研修に取り組んでいる。各定期考査の期間に職員が数名ずつ特別支援学校へ出向き、障がいのある児童生徒と一緒に一日を過ごすという体験を実施した。この活動を通して職員は、生徒を見る視点を養い、障がいを抱えている生徒への配慮の仕方等を学ぶことができたと同時に、障がいのある生徒がひたむきに取り組む姿から多くのことを感じ取ることができたようである。このような貴重な研修をいかし、自分がかかわっている多様な生徒への対応に今後役立てていけるものと思われる。

イ 教室の環境づくり

本校では、全ての教室において生徒が落ち着いて学習に取り組める教室環境の整備を目指し、図8のように掲示板の使い方を統一した。期限付きの課題や提出物の指示等重要度が高く、守らないと生徒にとって不利益を生じるものは、教室の前方にはりつける。各募集要項や行事のお知らせなど生徒への連絡事項で、一定期間後撤去するものは、教室の後方にはりつける。更に時間割や避難経路等生徒への連絡事項で、長期間掲示したままにしておくものは、教室廊下側の掲示板にはりつけるようにしております。これらは全ての教室において共通して取り組んでいる。また掲示物のはり方は、必ず四隅を画鋲でしっかりととめるようにしている。

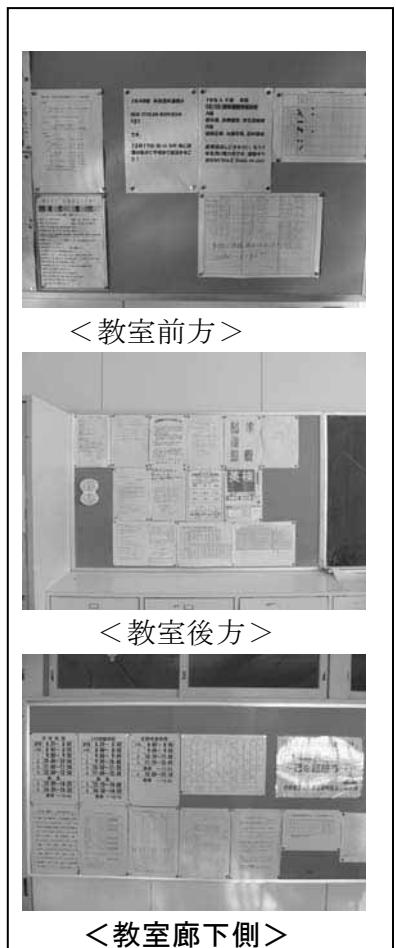
ウ 社会性を身につけるための工夫

日々の活動の中で少しずつ社会性を意識する場面を設けることにより、生徒一人ひとりのソーシャルスキルを身につけていくことができればと考え、進路課では平成24年度から生徒の目にふれる学級日誌や進路課通信を通してソーシャルスキルトレーニングを呼びかけている。

(7) 成果と課題

ア 成果

【図8】掲示の例



(ア) 関係機関との連携

支援対象の生徒の中で就労において他機関との連携が必要な場合において、どことつながりをもち、どのように進めていくべきなのかという課題に対して一定の方向性を確立することができた。特に手帳を取得することができる可能性のある生徒に対しては、その取得方法やその後の就労に至るまでの流れをスムーズに進めることができた。

(イ) 特別支援教育支援員の活用

授業の際に、教科担任の説明を聞き逃している生徒や板書事項を記入せずに授業に集中していない生徒、あるいは実習を伴う学習に対してその方法や手順が分かりにくい生徒等に対して、その場ですぐにサポートをしてくれる特別支援教育支援員の役割は、本校において非常に大きい。またこの役割は特別な支援を要する生徒以外の生徒に対しても有効である。更に授業以外の放課後支援や補習等のサポートにおいても生徒の学習理解につなげたり課題の提出を促すことにつながっている。

(ウ) 個別の指導計画の作成

平成22年度より特別支援学校の様式を参考に個別の指導計画を作成して以来、少しずつ改善し今年度に至っている。改善のポイントは、担当者によって取り組み状況に差が出ない様式であることと記入のし易さである。計画を作成するということは、生徒の行動を教職員が意識して観察するということであり、それによって生徒の変化に気づきやすくなったり、教材等の工夫へとつなげることができる。また担任にとっては見えにくくなっている教科毎の様子を知ることもでき、生徒の状態像を教職員間で共通の認識で捉えることもできる。更に年度が変わってもこの計画が残ることで、継続した支援が可能となった。

(エ) 全生徒への成果

教科によっては習熟度別やTTによる授業を実施している。少人数授業やTTによる授業を実施することで困り感を抱えている多くの生徒の実態が見え、補習対象となった際の学習支援や課題の提出につなげることができた。

イ 課題

(ア) 支援対象の基準

職員による気づきや基準を明確にしたチェックリストは利用しているが、特別支援教育に対する様々な認識による職員個々の主観的な見方に頼る部分も多いため、似たような実態の生徒がいても特別支援の該当になったりそうではなかつたりする場合がある。全体で話し合う場は設けているが、職員への研修の機会を多く設け、可能な限り共通した認識のもとに支援にあたっていけるようにしていきたい。

(イ) 個別の指導計画の検討

個別の指導計画を作成する際、多くの時間を要しないように様式は改善されたが、それを十分に検討する時間がなかなかとれにくい。そのため予め職員から多くの意見を集約しておき、それらを教科会議や学年会等の小集団で話し合う等、時間を有効に利用し効果的な計画が作成できるよう検討が必要である。

(ウ) 支援体制

授業時の支援は、主に特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員を配置することによって生徒の困り感に対応している。生徒の多様な特性を考慮するとより多くの教科で複数の職員（上記以外の職員）による支援体制や配慮が、職員の負担が過重にならない範囲で求められる。また就労に関しても卒業後の継続的な支援が必要になってくるケースも考えられるため、就労後の関係機関との連携の在り方とそれに伴う支援体制を今後更に検討していくかなければならない。

2 紫波総合高等学校

報告者：教諭 佐藤 修子

(1) 本校の概要

ア 概要及び特徴

- ・県央部唯一の県立総合学科高校 1学年5クラス (15クラス)
- ・教職員数 教諭40人 養護教諭2人 常勤講師5人 実習教諭4人 非常勤講師(ALT含) 6人 特別支援教育支援員1人
- ・2年次から5つの系列にわかれる(人文・自然、情報・経済、福祉・健康、エコロジー・フード、ライフデザイン)
- ・JR駅に近く、広域から生徒が集まる(北は滝沢、南は北上)
出身中学校数: 39校

<沿革>	
H16.4	紫波高校から紫波総合高校へ(普通科、農業科、情報デザイン科募集停止、総合学科6学級設置)
H16.12	新校舎へ移転
H19.4	総合学科1学級減(5学級定員200名)
H22	創立80周年

【図1】沿革

イ 支援を必要とする生徒の在籍状況(平成24年5月1日現在)

(ア) 障がいのある生徒(診断名または客観的な資料等がある者)

視覚障がい1名、聴覚障がい1名、情緒障がい4名、その他7名
計13名(障がい者手帳の取得者は0名) 全校の2.2%

(イ) 特別な支援が必要と思われる生徒(発達障がい含む)

学習面33名、行動面28名、こだわり等4名、重複している19名、その他74名
1年次31名、2年次75名、3年次52名、計158名 全校の27.8%

ウ 本校の現状と特別支援教育推進の方向性

(ア) 課題

- ・学習面で困難さを抱えている。
- ・規範意識が低く行動面での課題を抱えている。
- ・進路意識が低く進路を決定するまでに時間がかかる。
- ・中学校までに不登校やいじめを経験していたり、精神的な不安定さがあったりする。
- ・中途退学、転学者が多い(学業不振、学校不適応、経済的理由)。

(イ) 強み

- ・全職員での生徒指導体制ができている。
- ・学習面、進路面とも年々対策が充実し、結果が出ている。
- ・総合学科高校としての良さを生かせるよう、教育課程の改善に取り組んでいる。

(ウ) 特別支援教育推進の方向性

- ・すべての生徒が学びやすいユニバーサルデザインの授業や指導を推進する。
- ・障がいのある生徒に対しては、障がいの特性を考慮した支援を行い、その生徒の社会自立が図られるよう校内で連携して支援にあたる。

(2) 校内支援体制の整備

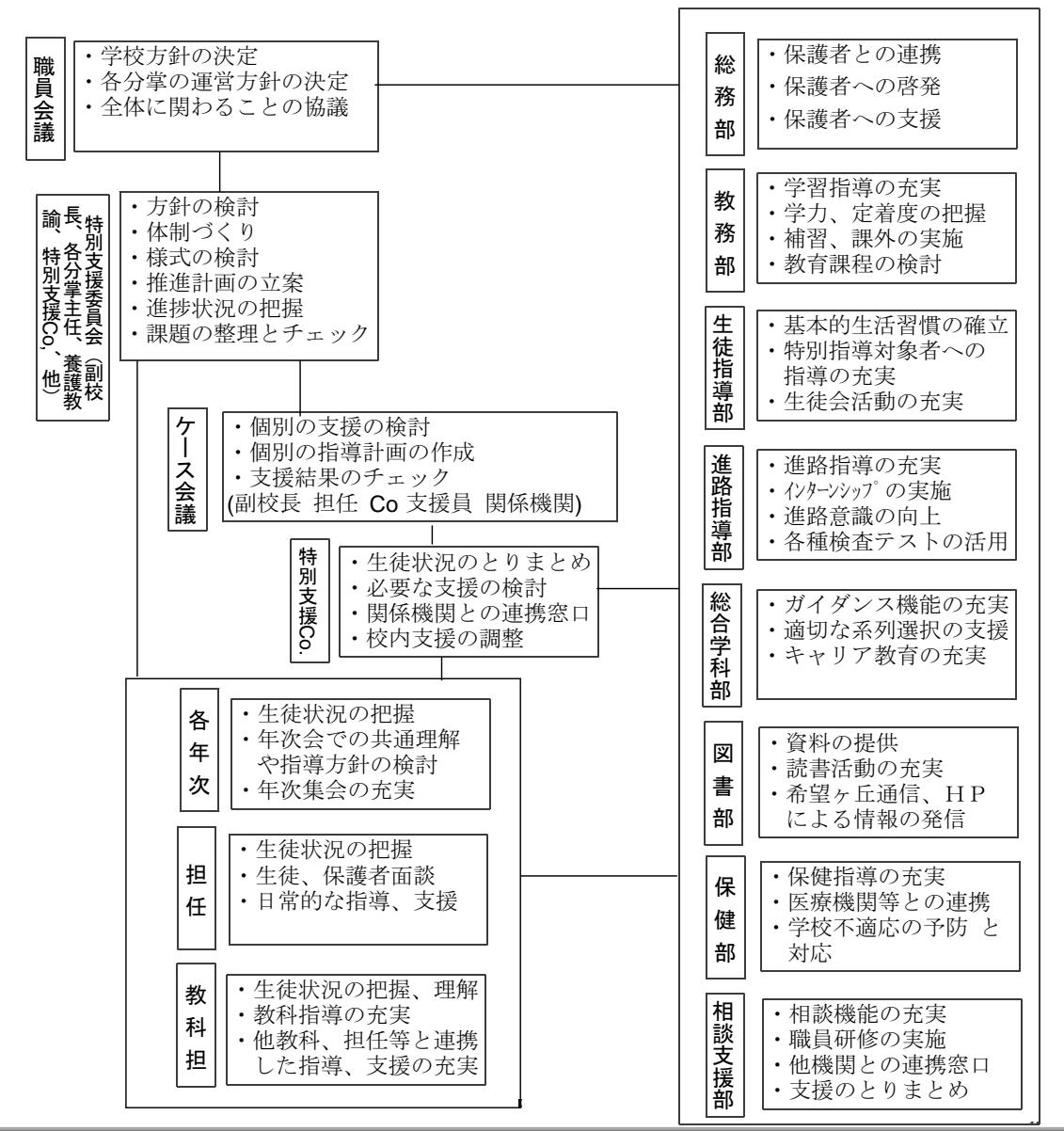
ア 特別支援教育推進の考え方

- ・新しいことをはじめるのではなく、今までの指導や支援のあり方を特別支援教育の視点で見直すことで、より生徒一人一人の実態や特性にあった効果的な指導や支援ができるようにする。
- ・既存の校内体制の中で、各年次団や分掌が生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援を推進し、また連携を図っていくことで、生徒一人一人持っている力を最大限に伸ばす。

イ 校内支援体制図

目指す学校像の実現に向けて、各部・各分掌がそれぞれの役割を十分に果たすことで、学校全体の支援体制の充実を図る。

- 【目指す学校像】～地域から信頼され向上し続ける学校づくり(ライジングプラン)～
- (1) 生徒が学びと学校生活を楽しみ、明るく目標を持って通える学校をめざす
 - (2) 地域・保護者からの期待に応えて貢献できる、求心力を持った学校をめざす
 - (3) 教職員が生徒と互恵的に関わり、やりがいを持って協働できる学校をめざす



【図2】校内支援体制

※特別支援CoまたはCo=特別支援教育コーディネーター

ウ 連携の実際

(ア) 校内での連携の実際

① 実態把握、生徒理解のための情報共有の推進

校内で行われる各種検査やアンケート等の結果、また、指導や支援の報告等は、職員会議や年次会、回覧等で関係職員が情報を共有できるようにしている。

② 特別支援委員会、ケース会議（校内）の開催

特別支援委員会は特別な支援の基本的な方針の検討や手続きの方法の確認・各分掌等の役割の確認等を年度始めと年度末に行う。具体的な支援や個別の指導計画の作成は、ケース会議で検討し、特別支援委員会のメンバーで回議・決裁を得て実施している。

(イ) 中学校との連携

合格発表後に、出身中学校長宛に校長名で文書を発送し、中学校訪問を実施している。中学校訪問の結果は一覧にし、生徒理解やクラス編成の参考にしている。また、生徒指導上の問題等が発生した場合には中学校に連絡し、より詳細な指導の経過等について聞き取りを行うなど、効果的な指導が行えるよう工夫している。

(ウ) 保護者との連携

入学説明会時に入学前相談を実施し、発達障がいや配慮して欲しい事項の保護者からの相談に応じている。髪の色や経済的な問題、養育上の悩みなど多くの相談が寄せられるようになった。また、年次PTAなどで、生徒の悩みや学校の支援体制等について、直接保護者に話をする機会を持つようにしている。

(エ) ケース会議（関係機関との連携）

① 個別の支援計画策定のための福祉、医療、労働機関のケース会議

障害者手帳を取得している生徒が3年間の高校生活を円滑に過ごし、また進路目標を達成するためのケース会議を毎年2回程度開催した。地域生活支援センターが各関係機関のコーディネート役になり、ケアプランを作成し、それをもとに学校の役割を確認して、本人・保護者の同意をとり、個別の支援計画の策定とした。

② 精神疾患等による福祉・医療機関とのケース会議

行動障害が見られ通常の学校生活を送ることが難しい場合に、主治医、福祉行政担当者、保護者、副校長、担任、特別支援Co.、養護教諭等でケース会議を開催し、当該生徒が安全に学校生活を送るための支援方針や各機関の役割を確認した。

③ 家庭の問題、非行等による警察・福祉機関とのケース会議

家庭での養育能力の低さから、問題行動を引き起こした生徒に対し、居住地の保健福祉課（市役所）の担当者と警察官（所轄署の生活安全課）、保護者、本人、副校長、担任、生徒指導主事、特別支援Co.でケース会議を開催し、保護者や本人への指導を行うと共に、今後の学校生活、家庭生活での指導や支援の方法について確認した。

④ 進路支援のための労働、福祉機関とのケース会議

障害者手帳の取得基準にはあたらないものの、障がいがあり、通常の指導だけでは進路達成が困難な生徒に対し、障害者職業センターで職業評価を実施後に職業カウンセラーからアドバイスを受けて、居住地のハローワークと地域生活支援センターの相談員とのケース会議を実施した。トライアル雇用等の就労支援策を受けながら、一人で自立した生活ができるようになるように支援を行っていく方針である（現在、継続支援中）。

エ 校内支援体制の整備についての成果と課題

(ア) 成果

- 既存の体制をそのまま活用することにより、自然な形で指導や支援の充実を図ることができた。
- 生徒一人一人を大切にした指導の充実を図ることで、各分掌の本来の機能や役割が見直され、活動が活発化した。
- 情報の共有や整理が進んだことで、適切な指導や支援が行われるようになり、学校不適応により転退学する生徒が減少した。
- 特別な支援についての校内での理解が深まったことで、支援を必要とする生徒に対して校内外で連携して支援体制を整えることができるようになった。

(イ) 課題

- 分掌内及び分掌間の役割の明確化（例：特別支援Co.がどこまで進路指導に関わるか等）
- 多様な生徒に対応するための支援の手立ての共有化（支援の基準の明確化と事例集の作成）

(3) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用

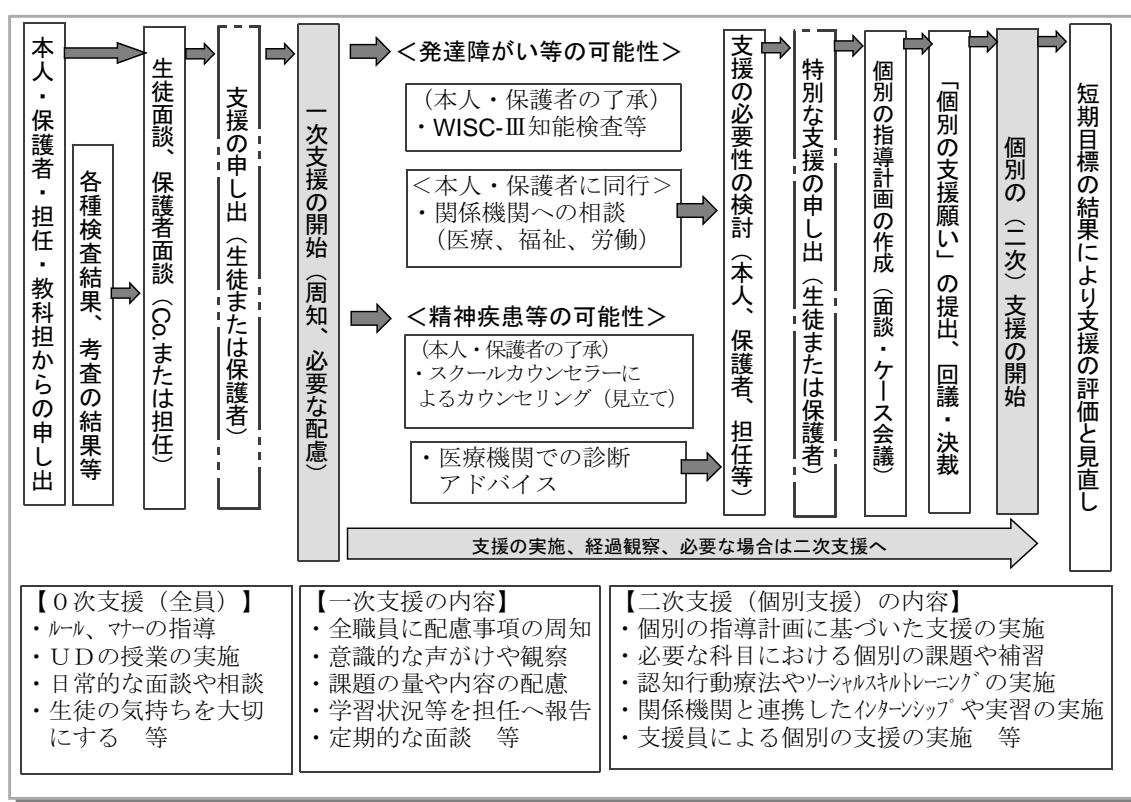
ア 本校における「個別の支援」の考え方

本校は、様々な支援を必要とする生徒が多く在籍していることと、生徒が自ら成長する力を伸長するために、支援を実施する際にもすぐに特別な個別の支援を実施するのではなく、【図3】のように段階を設けて支援を実施している。また、支援を実施する際には、面談等を通して、生徒や保護者から支援をしてほしいという意思が確認できることを基本としている。セロ

段階的な支援では、まずユニバーサルデザイン（UD）に基づいた授業や指導（0次支援）をベースとし、わかりやすい授業や丁寧な指導を全生徒に対して心がけている。

そしてそれでも定期考査の結果や日常生活の様子から、配慮や支援が必要な生徒がいる場合は、声かけや課題内容の配慮などの担任や教科担当が日常的な指導の中で行える支援（一次支援）を実施している。

さらに、発達障がいの疑いや精神疾患、家庭の養育能力等により、進級や進路目標の達成、社会での自立が困難と思われる場合には、関係機関での相談を経て、個別の支援（二次支援）を実施するという手順で行っている。



【図3】個別の支援の実施の流れ

イ 一次支援の取り組みの例

新入生については、中学校訪問、入学時相談で得られた情報をもとに、全職員で周知すべき内容（障がい、病気、不適応、特別な家庭事情、等）について一覧にして配布している。

特に配慮が必要な生徒については次頁【図5】のように必要な支援や内容についてまとめ、職員会議で周知している。また、定期的に支援の状況や経過について【図4】のように簡単にまとめ、職員会議で報告している。年次会（学年会）でも、該当者の情報交換等を行う機会を設けている。

Aさん……リストカットがあった。刃物をもつているときは学校で預かることになってるのですが、すぐに担任に知らせる。机の上に血のついたティッシュ等があれば保健室に行かせる。言動や表情がいつもと違う場合は○○病院と保護者に連絡（担任）。対応は冷静に穏やかに淡々と。

Bさん……選択性緘默。個別の指導計画に基づき面接練習中。挨拶の声が大きくなり、相手の顔を見られるようになってきた。継続。

【図4】支援状況や経過の報告（職員会議）

生徒	障がいや状況	必要な支援	支援の方法・内容
C (3年 男子)	・欠点科目が多い ・持ち物の管理 ・提出物が弱い ・意欲が低い	◎学習支援 ・プリント等の整理 スケジュール支援 ・進路支援	・各教科担当者による補習等 ・支援員による支援 毎日放課後に、支援員室に寄り、その日の学習内容の確認（宿題、課題の確認）や配布されたプリントの整理を支援員と一緒にを行う。 ・キャリアカウンセリング等の実施
D (1年 男子)	・アスペルガー障がい ・独特的の言動や こだわり	・指示を明確にする ・本人の不安（質問）には丁寧に対応。 ・課題の量の配慮 ・友人関係へ配慮 ・進路支援	・個別にも声をかけて、理解できているか確認 ・質問の回数が増えているときは要注意 ・一度に複数のことには対応が難しい。提出が遅いときは理由を確認し、配慮する ・からかいやいじめの対象になっていないか配慮 ・進学希望（大学）

【図5】配慮や支援が必要な生徒の周知（一次支援）の例

ウ 個別の指導計画の作成と活用

障がい等により、進級や卒業に必要な単位を取得するために個別の指導が必要な生徒や、進路目標達成のためにその生徒の特性に合わせた特別な指導が必要な生徒には、前頁【図3】にあるような個別の支援（二次支援）を実施している。

個別の指導計画の作成にあたっては、本人・保護者と面談を重ねた上で、目標を明確にし、目標の達成に向けた必要な分の支援を関係者で協議しながら、明文化していく作業を行い、支援の内容に合意が形成されたところで、本人・保護者の連名で「個別の支援願い」を提出され、回議・決裁を経て実施している。

本校では個別の指導計画の作成は、進級・卒業・進路に関わることに限定しているので、指導期間は定期考査の前やインターンシップの前後、就職や進学試験の前後等と短いサイクルで実施・評価している。実施にあたっては、支援の内容により教務部や進路指導部と連携し、既存の指導体制の中で実施できるよう工夫している。

【図6】は個別の指導計画の様式（項目名が見やすいように拡大しているもの）である。記述はできるだけ少なくし、文書作成の負担を減らすよう工夫した。ほとんどの生徒は一次支援までのところで学校生活に適応できているため、二次支援が必要になる生徒はごくわずか（学年2～3名）であり、また、個別の指導を必要とする期間も長期ではないことから、作成は特別支援教育Co.が中心となり行っている。

【図7】は個別の指導計画の作成・評価のおおまかな時期をまとめたものである。その生徒の実態やニーズにより作成時期や実施期間は変わるが、概ね3ヶ月程度のサイクルで作成・評価している。

校長	副校長	関係主任	年次長	教科担当	担任										
個別の支援願															
平成 年 月 日															
岩手県立紫波総合高等学校長 様															
年 組 番															
生徒 氏名 _____ 印 保護者 氏名 _____ 印															
高校生活を継続・卒業し、社会自立を実現するために、個別の支援をお願いいたします。 なお、実施にあたっては、下記の個別の指導計画にそって、本人及び家族で努力することを約束します 記															
個別の指導計画															
【個別の指導・支援が必要な理由】															
【考査、結果等の結果】															
【進路希望】															
【現在の状況】															
【個別の支援について】															
<本人の希望> <保護者の希望>															
<table border="0"> <tr> <td>■ 短期目標 ■</td> <td>期間： 月 日 ~ 月 日</td> </tr> <tr> <td>① <手立て（学校）></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>① <手立て（家庭）></td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>■ 長期目標 ■</td> <td><手立て></td> </tr> </table>						■ 短期目標 ■	期間： 月 日 ~ 月 日	① <手立て（学校）>	②	① <手立て（家庭）>	②	①	②	■ 長期目標 ■	<手立て>
■ 短期目標 ■	期間： 月 日 ~ 月 日														
① <手立て（学校）>	②														
① <手立て（家庭）>	②														
①	②														
■ 長期目標 ■	<手立て>														
【評価】（次回の面談の時期と評価の観点）															

【図6】個別の指導計画(個別の支援願)の様式

<単位取得への支援>	
12月	：個別の指導計画の作成
1月～2月	：学習支援の実施、考査による評価
<インターンシップ（8月）に向けた支援>	
6月	：個別の指導計画の作成
6月下旬から8月	：SST、巡回などの支援の実施
8月下旬	：インターンシップの評価
<進路達成に向けた支援>	
9月～2月	：進学先、就職先の試験日の概ね1ヶ月前程度に作成、試験結果による評価

【図7】個別の指導計画作成の時期

エ 個別の教育支援計画の作成と活用

障害者手帳を取得している生徒について、在学中の支援や卒業後の生活の支援を関係機関と連携して行うために、個別の教育支援計画を作成した（H24年度は該当者なし）。

【図8】は個別の教育支援計画の様式の項目である。個別の教育支援計画は関係機関とどのように連携して支援を行うかをまとめたものである。本人の障がいや家庭の状況、進路希望等により、時期によって関係する機関が変わるなど、福祉関係の知識が必要な場合もあり、校内のスタッフだけでは対応が難しいこともあった。幸い本校のケースでは入学当初から出身の特別支援学校や地域生活支援センターと連携していたため、本人の実態と将来の希望を考慮した計画を立てることができた。地域生活支援センターには修学旅行での介護施設の受け入れの手配やインターンシップ先の紹介など多方面で支援を頂いた。

氏名、性別、生年月日、保護者名、家族構成、居住地、手帳の有無、現在・卒業時・将来の生活についての希望（本人、保護者）、本校の支援体制、現在の課題と必要と思われる支援、各機関における支援の計画や内容（在学中）、卒業までの支援の流れ（各機関の確認）、本人の目標、その他、計画への同意のサイン（本人、保護者）

【図8】個別の教育支援計画の項目

<1年次>
高校生活で必要な支援について
<2年次>
修学旅行中の支援の方法、進路実現に向けた関係機関の役割分担
<3年次>
進路に向けた関係機関の進捗状況の確認、
移行支援

【図9】高校3年間のケース会議の主な議題

【図9】は3年間の個別の支援計画策定に関わるケース会議の主な内容である。入学時から卒業後の生活を見通した支援を関係機関と実施することができ、また卒業後のケアプラン（個別支援計画）へ移行もスムーズに行うことができた。ケース会議の出席者は、本人、保護者、関係機関の代表者（地域支援センター、町の福祉担当者、家庭で利用している介護スタッフ等）、副校长、担任、関係分掌主任、特別支援教育Co.、特別支援教育支援員である。

オ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用についての成果と課題

（ア）成果

- ・個別の指導計画の作成と活用をとおして、本人、保護者、校内の支援についての考え方の理解を深めることができた。
- ・個別の指導計画の作成と活用をとおして、必要な支援を家庭や校内の関係部署と連携して行うことができた。
- ・個別の教育支援計画の策定と活用をとおして、外部の専門機関との連携が進み、障がいのある生徒への適切な支援を見通しをもって行うことができた。

（イ）課題

- ・個別の指導計画の作成にいたるまでの過程（面談・会議等）に多くの時間がとられる。
- ・支援が必要と思われる生徒であっても、本人や保護者が支援の必要性を感じていなかつたり、拒否したりするケースがあることから、特別支援教育への理解・啓発が必要である。
- ・関係機関と円滑に連携するためには、ある程度の専門知識が必要である。また、連携にあたって打ち合わせや資料づくりに多くの時間が必要となることから、専門的な知識をもった職員の専任化やスクールソーシャルワーカー等の導入が必要である。
- ・個別の指導の実施にあたっては、特別支援教育支援員や学校ボランティア等の活用が必要である。

（4）特別支援教育支援員の活用

ア 支援員の支援内容

平成21年度より特別支援教育支援員が配置されている。平成21年度から23年度までは肢体不自由のある生徒の介助が主な支援内容であったが、平成24年度からは基礎的な計算を必要とする授業の支援を行っている。今年度は1年次の「物理基礎」（2単位）に全クラス入っているほか、3年次の進路学習の一環で行っている学び直しの授業でも支援を行っている。

また、学習に集中できるようにするための環境整備や、支援を必要とする生徒の早期発見につなげるための校内巡回、朝学習や補習等に必要なプリントの印刷や整理、放課後の補習の支援、パニック等になった生徒の見守り支援、障がいのある生徒のインターンシップへの同行支援など、多岐にわたる支援を行っている。

イ 活用上の工夫や留意している点

特別支援教育支援員の活用にあたっては、校内のニーズを把握・整理し、業務内容に優先順位をつけておいたり、支援の範囲を予め打ち合わせておいたりすることで、支援員が主体的に判断しながら日常の業務を行えるよう工夫している。支援員の勤務時間は限られているため、支援が多く必要とされる時間帯（午前と放課後）に勤務できるよう、昼の休憩時間を長く設定したり、曜日によって出勤時間を変えたりしている。

また、職員に対して、支援員の業務内容や活用上の留意事項を年度当初の職員会議で周知したり、支援日誌の回覧したりすることで、支援の状況について関係職員が共有できるよう工夫している。

ウ 特別支援教育支援員の活用に関する成果と課題

（ア）成果

- 通常の授業（全体指導）の中で、個に応じた支援を充実することができた。
- 障がいのある生徒が安心して学校生活を送るために支援や進路達成のための支援を十分に行うことができた。
- 学習プリントの印刷や管理、学習環境の整備、補習授業等への支援などにより、学校全体の指導がよりきめ細やかに行えるようになった。

（イ）課題

- 次年度の配置が不透明なため、人材の確保や次年度を見越した計画の立案が困難である。
- 本校のように支援を必要とする生徒が多い場合、一名の配置では校内のニーズに対応しきれない。

（5）指導の充実

ア 学習指導と評価

（ア）教育課程の工夫

- 履修科目の選択をより生徒の実態にあったものに工夫した（英語、数学の選択科目を増）。
- 生徒の実態やニーズにあった学校設定科目の検討が進んだ。
- 1年次の数学Aで2クラスを3グループに分けるなど、少人数指導の充実を図った。
- 新課程への移行に関連して、進路に関する学習ができるよう2、3年次の総合的な学習の時間を増单した。

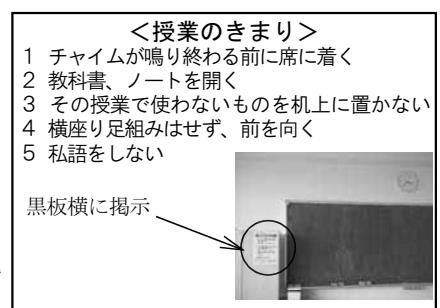
（イ）ユニバーサルデザインの授業や指導の充実

① 授業ガイダンスの実施、充実

生徒がどのようにその科目を学習すればよいかを示した「学習の手引き」を作成した。各科目の評価規準が明確になるとことで学習意欲の喚起、支援の明確化が図られた。

② 学習規律（授業のきまり）の徹底

学習に向かう態度や雰囲気を育成するために授業の学習規律を教職員間で確認し、生徒には【図10】のように提示し、授業評価の中で守られているかどうかをチェックした。



【図10】授業のきまり

③ ユニバーサルデザインの授業

わかりやすい授業の行うために、【図11】のように授業の標準規格（ユニバーサルデザイン17）を設定し、教職員間で共通理解を図り、授業研究会時に各担当者の取り組み状況をチェックした。

④ 義務教育段階の学習を定着させるための取り組み

1年次生の前期中間考査までの期間を中学校までの学習の学び直しの期間とし、各科目で定着状況チェックする小テストの実施を行い、必要な単元や項目の学び直しを実施した。

⑤ 朝学習の充実（進路指導と連携）

学習習慣の形成や基礎的な学力の定着のために全年次で10分間の朝学習を実施し、取り組み状況を教科の平常点に加えたり、考査の出題範囲に加えた。

⑥ 平常日課題、週末課題の実施

授業内容の定着と家庭での学習習慣を形成するために各教科で曜日を決めて授業の復習プリントの課題を課し、平常点に加味することとした。

⑦ 授業評価（授業アンケート）の実施

年2回、各科目ごとに生徒に「授業を振り返って」のアンケートを行った。アンケートの結果を各担当者が科目毎に自己分析し、今後の改善点をまとめた。

⑧ 公開授業週間の実施

年2回公開授業週間を設け、全職員が授業公開シートを作成し公開授業を行った。他教科の授業も積極的に見学しあい、見学後は授業公開シートに授業規律の評価と感想を書き、結果を職員会議で共有した。

⑨ ワークショップ型授業研究会の実施

総合教育センターの指導を受けながら、全体授業研究会を実施（該当クラス以外は午前授業にし、全職員が同じ授業を見て視点に基づいて意見を出し合った）。ワークショップ型で実施することで、全職員が意見を出し合い、より良い授業の在り方についての共通理解を深めることができた。

（ウ）評価の工夫（教務内規の見直し）

様々な実態の生徒が在籍していることから、評価の視点を多く設け日常的に細やかに評価することで、定期考査の欠点取得者を減らすことができるよう指導致や評価の改善に取り組んだ。

従前の教務内規では、追認考査の受験に条件が設けられていたり、成績不振者への対応が明記されていなかったりしたことから、「最後まであきらめさせない指導」「進路実現を可能にする指導」を実現することを目的とした教務内規の改正を行った。また教務内規が適切に運用されるための留意点をまとめた「教務内規運用の手引き」も作成された。

イ 生徒指導

（ア）基本的生活習慣の確立・定着工夫

① 身だしなみ指導の充実

整容点検を計画的、段階的指導に実施している。毎週全職員で点検を行っている。点検担当者を固定し「ブレ」のない指導が行われるよう工夫している。

② 欠席・遅刻・早退者の防止

提示前集合の徹底を呼びかけ「時間の大切さ」の意識の向上を図っている。「生活点検カード」を用い、遅刻や早退の記録をとらせている。また、保護者との連絡を密にすることで、安

《紫波総合 授業の標準規格》

（ユニバーサルデザイン17）

- ① チャイムとともに始め、チャイムとともに終える
- ② 「お願ひします」で始まり、「ありがとうございました」で終わる
- ③ 机上や机周りには余計なものを置かない
- ④ 必要な教材を確認する
- ⑤ 忘れてきた生徒へは教材を補充する
- ⑥ はじめに本時の学習目標を板書する
- ⑦ 板書は色チョークを使い分けて見やすく書く
- ⑧ 大きな声で分かりやすい言葉遣いで明瞭に話す
- ⑨ 導入は平易なレベルから入る
- ⑩ スモールステップで進める
- ⑪ 補助教材を用いる
- ⑫ 指示は一つずつ具体的に出し、伝わっているか確認し、十分な時間をとる
- ⑬ 複数の活動を取り入れる（考えさせる場面、共同する場面、表現する場面、作業する場面、動く場面等を設ける）
- ⑭ 机間巡回をして声掛けをする
- ⑮ 受け答えは起立して、周りに聞こえるようにはつきりと話させる
- ⑯ 肯定的な話し方を心がけ、できたことは意識的に褒める
- ⑰ 最後に本時の学習の成果を確認する

【図11】授業のユニバーサルデザイン

易な欠席、早退がないようにしている。

③ コミュニケーション能力の育成

朝や業間等における挨拶の指導（生徒会の朝の挨拶運動、母親委員会の挨拶運動）や職員室の入退室における礼法指導の充実させることでコミュニケーション能力の育成を図っている。

(イ) 生徒会活動・部活動等の活性化

① リーダーの育成

各種研修会への積極的参加の呼びかけ

② 各種行事の活発化

生徒会主催行事への積極的参加の呼びかけ、校外へのPR活動の実施

③ 部活動指導の充実

生徒全員が部活動に所属することや部活動強化週間の設定や施設、設備等の充実

④ 地域活動への積極的参加

復興教育活動、ボランティア活動への積極的参加

ウ 進路指導

(ア) 自己理解と適性の把握、職業への関心・理解、主体的な進路選択

① 自己理解や適性の把握を図る

1年次の「産業社会と人間」で「自己理解」の学習、各種検査や体験活動等を行ったり、Q Uや模擬試験等の結果を基に面談を行い、適性にあった系列の選択ができるようにしている。

② 進路希望の早期の明確化

進路希望調査の様式を工夫し、希望先を学年段階に応じて明確にできるように工夫した。(1年次は就職か進学かの決定、2年次は就職希望者は職種まで、進学希望者は校種まで決め、3年次は就職希望者は企業名まで、進学希望者は学校学科等まで記入する) 進路希望を早期に明確にすることで、学習意欲の喚起や早めの進路開拓に役だった。

(イ) 進路意識の高揚（進路学習、ガイダンス機能）

進路通信の定期的な発行、全学年の保護者を対象とした進路講演会の実施、各年次における計画的なガイダンスを行い、進路意識の高揚に努めている。また、各系列からの情報発信をとおして、職業への意識を高めている。

(ウ) インターンシップの実施

平成23年度より2年次の就職希望者全員に実施。事前事後学習を十分に行い、評価も概ね良好であった。インターンシップ報告会を行うことで、多くの業種について知ることができ、職業観の育成に役だった。特別な支援が必要な生徒や障がいのある生徒のインターンシップについても、関係機関と連携して実施し効果をあげることができた。

(エ) グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング（S S T）の実施

各年次で年間3回3時間程度実施している。1年次ではグループエンカウンターの手法を取り入れながら、仲間作りや話し方、聞き方のスキルを、2、3年次では話し合いスキルや問題解決スキルをテーマにし、グループワークをとおして、社会性の育成を図っている。

エ 指導の充実に関する成果と課題

(ア) 成果

- ・生徒の実態に合ったきめ細やかな指導が行われるようになり、学校不適応の減少や欠点取得者の減少につなげることができた。
- ・欠席、遅刻、早退の数が減少した。
- ・非行等の問題行動が減少した。
- ・進路意識の向上が見られ、早期の進路決定率の向上につなげることができた。

(イ) 課題

- ・補習指導のさらなる充実や徹底、意識の低い生徒への個別の指導や支援の方策の検討。
- ・地域のニーズに応えるための指導体制作り（大学進学希望者への指導の充実等）
- ・規範意識のさらなる醸成を図るための方策の検討。基本的生活習慣の徹底。
- ・コミュニケーション能力、社会性、勤労観・職業観の育成を図るための指導の充実。

(6) 実践のまとめ

ア 成果

- ・学校全体で指導の充実に取り組んだ結果、基本的生活習慣や学習習慣の形成が図られた。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた生徒一人一人を大切にする指導に取り組んだことで、学校不適応者の減少や転退学者の減少につながった。
- ・全体の指導が充実し学校全体が落ち着いたことで、本当に支援が必要な生徒がわかるようになり、適切な支援を実施できるようになった。

イ 課題

- ・ユニバーサルデザインの授業や指導のさらなる充実。
- ・個別の指導や支援を円滑に実施するためのシステムの工夫。
- ・関係機関との連携の推進と、担当者の負担の軽減や専門性の向上、引継ぎ等の課題。

ウ まとめ

- ・高等学校における特別支援教育の推進にあたっては、まずは学校全体でのユニバーサルデザインに基づいた授業や指導の充実が必要であると思われる。
- ・生徒一人一人を大切にし、すべての生徒の社会自立を図ることへの使命感を全職員が持ち、指導の改善に取り組み続けることが大切であると思われる。
- ・個別の指導の充実を図るために、校内の支援体制を明確にすることと、通常の業務のPDC Aサイクルの中に位置づけることが必要であると思われる。
- ・個別の指導の実施にあたっては、現在の職員体制では限界があると思われることから、特別支援教育支援員のさらなる活用（増員）や学校ボランティアの導入等が必要であると思われる。

3 遠野緑峰高等学校

報告者：教諭 高橋 拓

(1) 本校の概要

ア 学科

(ア) 生産技術科

- ① 1学年 男子25名 女子16名
- ② 2学年 男子25名 女子18名
- ③ 3学年 男子14名 女子23名

(イ) 情報処理科

- ① 1学年 男子14名 女子13名
- ② 2学年 男子25名 女子14名
- ③ 3学年 男子15名 女子20名

イ 支援を必要とする生徒

(ア) テスト形式の簡単な知能検査（TK式TA）の結果

I Q 70未満 15名 (6.8%) 70~84 60名 (26.9%)

(イ) 医師による診断を受けた生徒 アスペルガー症候群 3名

(ウ) 診断名の付いている1年生 ADHD 2名 ODD 1名

(エ) 顕著に障がいが疑われる生徒 4名

本校は、農業を主として学ぶ生産技術科と商業を主として学ぶ情報処理科の2つの科からなる、在籍数222名の小規模専門高校である。前身は遠野農業高等学校であり、生徒のほとんどが遠野市内の中学校の出身である。

卒業生の3分の2が就職、その大半が遠野市内の事業所にお世話になっている。就職希望者の就職率は100%である。

地域密着性が極めて高い。地域の行事にはなくてはならない存在であり、伝統芸能などに関係している生徒も多い。よい情報も悪い情報もすぐに入ってくる。一生涯遠野で過ごすのではと思われる生徒も多く、高い地元就職率が示すように地域の愛に支えられた学校であると言える。

整容と挨拶には定評がある。特別指導も少なく触法行為はない。整容指導は徹底されており、違反が重なれば謹慎を含む段階的な指導を受けることになる。進路指導も段階的になされマンツーマン指導を多く取り入れている。ここまでする必要があるのかという議論もあるが、理解力の乏しい生徒にとっては、ソーシャルスキルトレーニング（SST）の役割を果たしており、高い進路決定率の背景になっていると思われる。

低学力の生徒が多く、障がいを有している生徒も少なくないと考えられるが、その大半は順応している。上記のような手厚い指導の他に、小さいときからの関係も出来ており、周囲が慣れていることもその助けになっていると思われる。

一方で、不適応傾向を示す生徒もあり、集団に馴染んではいるが授業等の妨げになる生徒もいる。中学校の生徒減に伴い、低学力・障がいを有すると思われる生徒も増加の傾向にある。今までの指導が今後も有効であるとは言えない状況があり、その対策としてユニバーサルデザイン（UD）の授業等様々な取り組みを試みている。

(2) 校内支援体制の整備

ア 支援の流れ

- (ア) 要支援生徒・支援方針の決定 ← 教育相談委員会
- (イ) 支援シートの作成 ← 学級担任・コーディネーター
- (ウ) 指導計画に従って支援 ← 学年団・教科担任・分掌
WISC-III・受診のすすめ(実施) ← コーディネーター
- (エ) 支援方針の検証・変更 ← 教育相談委員会

個別の支援については、教育相談委員会で対象生徒の絞り込みや指導方針の議論を行い、教科担任を含めた学年団を中心に実際の支援にあたっている。定期的に生徒の状態や支援内容を教育相談委員会で確認し、変更が必要であれば変更を加え、再び学年団等の支援に委ねられる。現実的には支援の必要がなくなるということではなく、支援の流れが循環している状態にある。

イ 教育相談委員会

- (ア) 構成 校長・副校長・各学年長・当該クラス担任(副担任)
生徒指導部・進路指導部・養護教諭・コーディネーター 他
- (イ) 実施時期 年度初め 成績会議後 年5回
- (ウ) 検討内容 支援を要する生徒の絞り込み・支援方針・見通し 他

教育相談委員会では、個々の生徒の状態・見通し・支援の方針について話し合う。支援を要する生徒は欠点も多く進級対策も考える必要がある場合が多いので、成績会議を受けて実施している。話し合う内容は、進級対策以外では進路への見通しやその対策が中心となるが、社会常識に欠ける生徒も複数いるため、生徒指導関係の話題になることが多い。

関連機関の方々を招いての実施も、年度に1回は取り入れるようにしている。福祉の立場からの助言を頂く他、制度や仕組みについて学習できる機会にもなっている。生徒がお世話になるであろう方々と顔見知りになる意味も大きい。

ウ 中学校との連携

(ア) 新入生の情報の収集

合格者のいる中学校には、予め質問事項とそれを記すための記入用紙を送付し、訪問時にそれをもとに説明を聞くことにした。質問用紙は障がい・学習・生活・情緒・家庭環境の5つについて、さらに細かい質問を設け、より具体的な情報を得られるようを考えたものである。

回答は中学校によって対応に大きな差があり、詳しい書き込みや説明をして頂ける学校もあれば、氏名入りの記入用紙を送付したにも関わらず、全く記載が無い学校もあった。

全体的には、発達障がいについて知識がありその対応を考えている学校や教員は増えている印象がある。受け手である高校の現状を見ても、関心の差は大きいので、お互いの交流が刺激になることを期待したい。

(3) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用

ア 実態把握

本校では、学検点の平均が3割という背景もあり、発達遅滞も含め、支援を必要とする

生徒はかなりの数にのぼると想像される。しかし、その大半は低学力等に配慮した細かい指導体制や地域の愛によって、学校生活を全うし進路先を決めて卒業している。個別の支援の対象者となっているのは、その中で、学校への適応が難しく進級・卒業や進路決定が危ぶまれる生徒である。

おおよその状態を知るために、本校では全員に田研のテストアセスメントを実施している。生徒の取り組みの姿勢により結果に疑問を抱くこともあるが、実態をつかむ上での参考にはなっている。現状に問題があり教育相談委員会に名前が挙がってくる生徒のうち必要のある者については、本人保護者了承の上、WISC-IIIを実施し診断を受けることを勧めている。しかし、本人・保護者が偏見を持つ場合も多く、診断までつなげられない例も少なくない。

イ 支援シートの作成

当初は、特別支援学校で使われている個別の指導計画を参考にし、本校の様式を作成した。普及をねらい各クラス最低1部の作成をお願いしたが、定着は難しいと判断した。基本的な事項を担任が記し、教科担任や部顧問がそれに書き込む形にしたが、関心には温度差があり中には否定的な態度を示す職員もいた。作成はされたがそれで手一杯の状態であり、活用には困難も予想された。

その反省をもとに、様式を改訂、部活動や教科の書き込みを削除し、生活歴・指導歴を書き込んでいく形の「支援シート」を作成した。フェイスシートの情報は残し、外部との連絡にも使えるものを目指した。指導計画としては不十分であるが、支援計画的な性格を併せ持っている。何かがある度にあるいは会議の場でも書き込めるので、作成の手間も大幅に減った。学級担任及びコーディネーターが書き込む形で作成、定着もスムーズであった。

支援シートはSVファイルのフォルダに保存し、職員であれば誰でも閲覧、書き込みが可能になっている。

ウ 活用方法

教育相談委員会の資料として活用している。また外部との様々な会議でも利用している。外部の会議によっては決められた様式があるが、支援シートからコピーするだけで簡単に作成できている。福祉等との連絡でも使用している。

支援シートは時系列に記録しているため指導経過や変化を読み取ることが出来る。記載事項は経過に従って増えていくことになるが、必要に応じて編集することは可能である。外部との連絡で使うのは主としてコーディネーターなので、状況に合わせて簡略化して使用している。

(4) 特別支援教育支援員の活用

本校に配置されている支援員は本校のOGである。本校の事情にも精通しており、職員・生徒との間のとり方も絶妙で信頼がおける。教科担任の依頼が優先するが、できる範囲で自主性に任せ、彼女が必要だと感じた授業に入って貰うようにしている。

しかしながら実際は、落ち着かないクラスがあり、そこには授業の妨げになりがちな生徒もいるため、どうしてもそのクラスに集中しがちであった。

授業への入り方については、当該生徒の隣につき集中できるよう支援したり、昼休み・放課後の個別指導など他校と同じような取り組みをしている。加えて、始業時間に授業に行かないことも多いため、授業への誘導も行っている。

学習への支援については、他の落ち着かない生徒に対する注意や理解の難しい生徒への支援の他、授業への参加姿勢が消極的な生徒の多いクラスで声を出したり音読テストの手伝いなど授業の補助も行っている。

當時必要とされる授業もあれば要請があつて入る授業もあり、打ち合わせも必要に応じてなされている。

実習は危険を伴う場合もあり、予期せぬ行動をとる生徒もいるため、安全の確保のための支援が大きな仕事となる。手指機能が未発達で作業がはかどらない生徒へのサポートや、孤立している生徒と一緒に作業することも大事な支援になっている。

悩みを相談されることも多い。特に実習などはそういう場面になりやすい。学級担任等から依頼され、不登校傾向のある生徒の話し相手になることもある。

期待以上にお世話になっていると言えるが、彼女だから出来ているということも現実だと思われる。他の人に変わった場合、また特別支援教育支援員がいなくなった場合についても想定しておく必要がある。

(5) 指導の充実

ア 学習指導と評価

(ア) 本校の評価

原則として考查点60点、平常点40点で評価している。実習のある科目では平常点を50点としているため、欠席せずにまじめに実習を行うことで、座学の苦手な生徒でも欠点を取ることは少なくなるはずである。しかし、低学力に加え、意欲の欠如、学習経験のなさから、欠点を複数抱えている生徒もいるという現状である。

(イ) ユニバーサルデザイン授業

障がいを有する生徒への支援と基礎学力の向上を目的として、ユニバーサルデザイン授業（以下UD授業）に取り組んでいる。配慮された授業は健常者の理解も助けるという考えに基づき、障がいのない低学力の生徒への支援も狙っている。教職員にはUD授業の項目が示され、授業の構造化などその職員が取り組めるところから試していくこうという合意もなされた。なお教務より示されているユニバーサルデザイン授業の項目は以下の通りである。

H24ユニバーサルデザイン授業チェック項目

(1) 教室の環境作り

- ①黒板、掲示物の役割をはっきりする。
 - ・教室前方の黒板には、授業に関するのみ
 - ・教室内にある複数ある「黒板」「掲示物」について、それぞれの役割を明確にする。
- ②「今日の連絡」等の掲示を明確にする。
- ③どこに何を置くかを決める。

(2) 授業の工夫（授業の構造化）

- ①授業のはじめに、本時の『学習課題』、『授業の流れ』を明確に簡潔に伝える
 - 今日は、○○を勉強するのか
 - ☆☆がわかるようにするのか
 - ◎◎ができるようにするのか
- ②『学習課題』・『授業の流れ』を黒板に書く
 - ・導入→展開→終末の節目の指差す

(3) 授業の工夫（板書）

①板書プランを練る。

- ・『授業の流れ』や『大切なポイント』が分かりやすくなるように
- ・黒板の広さをもとにレイアウトを
- ・行は広めに、バランスよく
- ・生徒のノートの完成形をイメージ

②色チョークを有効に使う。

③わかりにくい漢字は大きく書いて示す・ルビをふる。

④用語は教科書表記が原則

(4) 授業の工夫（指示）

①主述が整った文で話す。

②一度にいくつもの指示をしない。

③時間制限があるときは、具体的に

④発問や説明は、短く簡潔に

⑤注目させてから発問や説明をする。

(5) 授業の工夫（発言）

①発問の内容、意図が伝わっているか確認

②予め時間の目安を示し、話のポイントをおさえるように促す。

(6) 授業の工夫（補助教材）

①視聴覚教材や情報機器を効果的に利用する。

②生徒にあった教材プリントを選ぶ。

実際には、職員によって取り組みに温度差が見られた。熱心に研究する人がいる一方で、配慮は自立を妨げるのではないか等の疑念も根強く、効果を疑問視する声もあった。最低限の取り組みとして、今日の目標や流れを授業のはじめに示そうという提案もなされていたが、それも各自の自覚に任せられている。

もとより強制されての取り組みでは、よい効果は出ない。啓発の意味も含めて、UD授業を前提とした授業公開・研究会が開かれている。前期・後期の2回に分け、どの授業に入ってもよいという前提で、一人二つは参観することとした。自分の授業を見ることにより、次第にUD授業も意識されるようになった。24年度からは年に一度は指導案を書くこととし、これもプラスの要因として働いている。参観した結果は参観シートに記入し、研究会の資料とした。研究会自体は盛り上がりに欠けたものであったが、「見せる」「見られる」という関係はいい効果をもたらしていると思われる。

（ウ）自己評価

学習に対して意欲の乏しい生徒が目立つこと、受け身の姿勢が身についていることの改善のため自己評価の導入を試みた。

学習の理解度等を評価してもらうことが理想であるが、本校の生徒には難しいと思われた。また単元毎に規準を考えるなど教員の負担が増え、理解が得られないことも想像された。以上を踏まえ学習態度や姿勢について評価するシートを作成し、定期考查時に考查を行う全ての教科で実施することを提案した。

しかし、生徒の自己評価を得点化して平常点に加えること、教科担任と意見が合わない場合は話し合うこと、加えて40人の様子を把握することは困難であることなどから、全体の理解は得られず導入は見送られた。会議の席では否定的な意見が多くなったが、「毎

時間実施してはどうか」「学年・教科を絞れば導入できる」等の肯定的な意見もあり、理解のある方々の意見も聞いて再検討した。最終的には、習熟度別指導で人数の少ない1学年の英語・国語・数学の3科目で実施することになった。

導入当初は新鮮味もあり、一定の効果があったと思われる。慣れてくるに従い、効果が薄れていった感は否めないものの、授業の流れの中に位置づけられるようになってしまった。

24年度には新入生にも導入したが、同じような傾向を示している。先に導入した2クラスの授業態度は対照的であり、自己評価との因果関係はつかめない。それでも自分の評価が得点につながり手応えを感じる生徒もいること、振り返りの時間として機能していることなどから、自己評価の取り組みは無駄なものではないと考えている。

定期考查毎に、関係しているクラスの生徒全員、英・国・数の教員全員を対象にアンケートを実施している。授業態度を意識するようになったか・理解できるようになったか・実際に点数があがったか・成績につながっている実感があるか、の4点を項目として設け、4段階で評価して貰った。数字による評価は、導入当初は高いものの次第に下がり、ほぼ一定の状態を保っているが、クラスの状態などを微妙に反映している。

4項目の他に自己評価と授業について自由に記述できる欄も設けた。生徒・教員ともに抱えている悩みなどが記されており、数字の評価よりも参考になる部分が大きかった。自己評価については英・国・数の教員の間でも温度差があり、それがにじみ出ている様子も窺われた。

教科担任の記述にはこの取り組みに対する疑問も多く見られ、H24年度の取り組みは難しいとも感じていた。しかし直接話し合ってみると、継続には肯定的な意見が多く、結局新入生を含め2学年に拡大して実施することができた。また継続して取り組む中で、教科独自の自己評価の在り方を考える動きも見られるようになった。内容的には単元毎の理解にまで踏み込んでおり、理想的な方向に進んでいると言える。観点別評価導入の動きが加わり、教科にあった自己評価への動きは更に加速していくと思われる。英・国・数の他、商業科目などでも取り組みは始まっており、教科の拡大にも期待している。

イ 生徒指導

同じような学力の高校に比べ、落ち着いているといえる。特別指導の対象となる事案も発生しているが、触法行為など大きな事案には至っていない。

特にも整容指導は徹底されている。全校生徒対象の月1回の整容点検に加え、日常でも違反があればイエローカードを渡す仕組みになっている。違反は整容カードに記録され、点数がたまるとそれに見合った指導がなされる。点数は1年生の時からの加算であり、一度たまってしまうと、慎重に生活しなければ謹慎を含む厳しい指導を受けることになる。

理解が難しい生徒にとっては、整容指導のような取り組みはそのままSSTの役割も果たしている。形式的な指導には賛否両論有るが、限られた期間で成果を出すやり方も不可欠だと思われる。

特別な支援を要する生徒の増加に伴い、対象生徒が関わる事案も発生するようになった。また事案には至らないが、非常識な行動も目立ち、学級等に落ち着かない環境をもたらす原因の一つにもなっている。

特別指導に至った生徒への指導も、これまでの経験からだけでは対処できなくなっている。障がいによって反応は様々であるが、社会常識の著しい欠如や意欲の欠如から、反省と改善を促すことは難しい。怒られることに慣れてしまっているため、悪いことをして怒られているという自覚は出来ても、それ以上を期待できない現状もある。指導に至るような生徒は、食事も好きなときに好きなものをとるなど、家庭でのしつけもうまくいっ

ていないという共通点もあり、その指導も試行錯誤を繰り返している状態である。

一方で特別指導は、支援の機会ともなっている。問題行動を起こす生徒の中には、保護者や家族の強い偏見などの影響で、必要な支援につなげられない者もいる。家族は支援を受け入れる気持ちがあっても、本人の感情が邪魔をしているケースもある。特別指導に入ることで落ち着いて話ができる時間ができ、普段人の話に耳を貸さない生徒でも、素直に意見を受け止める場合が多い。偏見のため受容できない生徒も、今まで拒否していたことについて考える姿勢を示すようになり、精神科の受診等につながることもある。家庭においても、我が子を見つめ直す機会となり、話が通りやすくなるきっかけにもなった。

ウ 進路指導

卒業生の7割が就職であり、そのうち3分の2以上は遠野市内に就職している。地域の理解があつて就職率は高いが、狭い町だけにその目は温かいだけではない。信用を保ち続ける努力が不可欠で、整容指導をはじめとする生徒指導などにもそれは現れている。進路指導においても、それは例外ではない。

他校同様、きめの細かい指導がなされているが、本校の場合は生徒の理解に合わせて、具体的かつ徹底的になされている。面接指導では所作に始まり、受験まで5段階の指導が行われるが、その全てが一対一の個別指導である。1つの段階で1人の生徒が複数の担当者に関わることもあり、さらに1回の指導では終わらない場合がほとんどなので、延べにするとかなりの人数の指導を受けることになる。整容指導同様、社会常識の乏しい生徒にとってはSSTの役割を果たしている。履歴書の作成等も同様であり、受ける会社によってSPIや作文の指導も繰り返し行われることになる。

障がいを有すると思われる生徒の大部分は、上記の指導でなんとか就労に至っている。しかし、福祉の支援が必要な生徒もいることも紛れもない事実であり、その数も増加の傾向にある。本校の場合、地域の障がい者自立支援協議会就労部会とつながることにより、就労先と将来の相談先といった安心に結びつける取り組みを行い、一定の成果を上げてきた。しかし障がいを持つと思われる生徒の中には、保護者も含め福祉につながることを拒むケースもみられ、その将来が危ぶまれている。また著しく意欲に欠ける生徒達の対応も課題となっている。

(6) その他の取組（専門高校と特別支援）

ア 生産技術科（実態・授業体制等）

農業を中心に、いくつかのグループに分かれて学んでいる。1つのクラスを7人で持つ時間もあり、懇切丁寧な指導が可能である。勉強は苦手だが体を動かすのは得意という生徒が多く、実習を中心とした授業は取り組み状態もよい。

情報処理科に比べ特別支援の対象者は多い。テストアセスメントの結果では、35%以上が発達遅滞かその境界にある。発達障がいの診断を受けた、またその疑いのある生徒も1クラスに複数名含まれている。適応状態は概ね良好であるが、一部に目を離せない生徒がいることも事実である。

座学では問題となるような多動性の強い生徒も、実習では活躍する場面も見られる。その一方で作業の合間などには、他人にちょっかいを出してしまうことが多い。精神状態によって作業が成り立たないこともある。危険が伴う作業も多いため、実習教諭・支援員等のサポートが不可欠である。また作業に関心がなく取り組みが困難な生徒にも、実習教諭等が常に寄り添う体制になっている。手指機能等の問題もあり他の生徒と同じ作業が出来ない場合は、出来る作業に変えて取り組ませている。

対外的な行事に参加することによって自己肯定感を高める試みも行っており、個別の支援の対象者が賞を頂くなど、成果も上がっている。しかしそこでの達成感にとどまっている生徒もいて、日常生活へつなげることも課題の一つになっている。

イ 情報処理科（実態・授業体制 等）

簿記、電卓等の検定取得を目指し、能力別にクラスを分けて指導している。学年が上にいくにつれ、目指す級ごとに分かれる体制になる。チャレンジショップ等、実際の商行為を通して商業を学ぶ学習も行っている。農業科には農業クラブがある関係で、他の商業高校にはない商業クラブの活動を設けている。

割合は少ないが、低学力の生徒はおり、習熟度別の授業だけでは検定に対応できない場合もあり、放課後学習などでその不足を補っている。また電卓競技などに積極的に参加し、自己肯定感を高める取り組みも行っている。

しかし、科の性格上、どうしても計算能力や、学習に粘り強く取り組む忍耐力が求められる。習熟度別の指導等により現在のところ全く検定に合格できない生徒はいないが、生徒の質も年々変化している。

（7）成果と課題

研究校に指定されたことにより、特別支援教育について考えることが身近になったことが第一の成果と言える。学校の性格上、特別支援教育的な指導や個に応じた指導はそれまでも不可欠であった。経験上導かれたやり方があり、効果がある方法は定着してもいた。今回の研究は、それを確認する作業として的一面も持っていたと思われる。

個別の指導計画等の考え方・やり方に触れる機会にもなった。UD授業なども含め、賛成・反対に限らず様々な意見が出されたが、議論したり検討したりする場面が多くなったこと自体に意義が認められる。

本校に在籍する特別な支援を必要とする生徒は、中学校の生徒減を受け、ますます増加する傾向にある。質的な変化も目に見えるまでになっている。今までも手厚い指導はなされてきたが、それでは十分ではないことは言を俟たない。特別支援教育的な方法は、対策を考える上で参考になるものとして期待されてもいる。しかし、特別支援学校と高校の違いや、本校の生徒が置かれている様々な条件を考えなければ、仕事を増やすだけの結果になる可能性もある。実効性のある指導・支援を行うために、様々なやり方を学ぶだけではなく、経験を積んで実証していく姿勢が求められる。まずは失敗を恐れず諦めず、試行錯誤を続けていくことが大切だと考えている。

III 研究のまとめ

1 研究のまとめ

本研究は、高等学校に在籍し、特別な支援を必要としている生徒への指導体制づくりと具体的な指導・支援の方策について検討するため、平館高等学校、紫波総合高等学校、遠野緑峰高等学校の3校に研究協力校をお願いし、3年間の実践研究を行った。その成果は以下のようにまとめられる。

(1) 校内支援体制の整備

既存の体制を特別支援教育の視点で見直し、役割分担を明確にすること、情報の共有化を図ることで、学校全体の特別支援教育に対する認識が高まり、校内の組織的な支援体制を整えることができた。

(2) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用

校内外の連携のためのツールとして活用しやすい様式を工夫し、作成の手順や活用方法を共通理解することで、共通の認識や見通しをもって指導・支援に当たることができた。

(3) 特別支援教育支援員の活用

通常の授業や実習の補助、放課後や考查前の学習支援、教育相談的な対応等、各校の実情に応じた多岐にわたるニーズを調整し、支援員の業務内容を共通理解する工夫をすることで、個に応じたきめ細やかな支援を行うことができた。

(4) 指導の充実

各校ともユニバーサルデザインの授業実践に取り組み、公開授業や授業研究会、学習の手引の作成、自己評価の取組等も含めて、階層的な指導・支援の枠組みの構築を進めることができた。

(5) 関係機関との連携

進路実現に向けた取組では、ケース会議等を重ねながら専門的な支援を受けられる関係機関との連携が必要であり、その有効性を確認しながら体制整備を進めることができた。

2 今後の課題

個別の指導・支援体制のさらなる充実に向けて、校内の支援体制を明確にし、組織的対応の充実を図っていくことが重要である。そのためには、学校全体で共通の認識のもとに計画的に指導・支援に当たることが不可欠であり、通常業務のPDC Aサイクルに位置付けながら、実践の評価を適切に行い、改善していく仕組みを構築していくことが必要である。

また、校内体制の充実とともに、就労、福祉、医療など関係機関との連携が重要である。障がい者手帳の取得、現場実習の実施、就労後の継続的な支援等の進路実現に向けた取組のほかにも、引き継ぎにかかる中学校との連携、関係機関をつなぐ役割としての特別支援学校のセンター的機能の活用など、校外の関係機関とも一層の連携を図る必要がある。

校内支援の計画的な実行、校外の関係機関との有機的な連携のためのツールとして、個別の指導計画、個別の教育支援計画の有効活用について、さらに検討を進めることが重要である。計画の作成・策定に当たっては、時間的な制約も考慮しながら、負担感なくスムーズな活用ができる方策を検討する必要がある。

平成 24 年度 特別支援教育指導資料No.40

「いわて特別支援教育推進プラン」事業

高等学校における個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究報告書

発行日 平成 25 年 3 月

発行者 岩手県教育委員会事務局学校教育室

連絡先 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-651-3111（代表） 019-629-6143（直通）

